

講習会における新型コロナウイルス感染症の対応について

長野県建設労働組合連合会

受講される皆様には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため当面以下の対応をお守りいただくようお願い申し上げます。

1. 講習会の開催の中止・延期について

以下に該当する場合は講習会の開催を中止・延期といたします。

- (1) 長野県に緊急事態宣言が発令されている
- (2) 長野県又は開催地の自治体から講習会開催の自粛の依頼・要請がある
- (3) 開催会場が使用できない
- (4) 講師および事務局で新型コロナウイルス感染症の症状があり、代替者が見つからず開催が困難となった場合
- (5) 講習会を実施している際に体調が不良となった方が出現した場合で、新型コロナウイルス感染症の疑いがあった場合には直ちに講習会を中止する
- (6) その他主催者の判断による

2. 受講について

以下に該当する場合は講習会の受講をお断りします。

- (1) 37.5度以上の発熱症状のある方
※受付時に受講者の体温測定を実施することがあります。
- (2) 倦怠感、息苦しさ、その他風邪症状のある方
- (3) マスク、手袋（実技講習中のみ）の着用のない方
※受講される方各自で準備してください。

上記の症状があり事前に連絡があった場合および当日受付時に症状があり受講をお断りする場合は、次回講習会等への振替をご案内します。また、キャンセルされる方は受講料の返金等の対応をいたします。建設労連直接申し込みの場合は振込手数料をご負担いただきます。

3. その他感染拡大防止のための対策

- (1) 学科講習等については3密をさけるため、座席間隔を可能な限り空けるなど対策に努めます
- (2) 消毒用アルコール等を用意いたしますので積極的にご活用ください
- (3) 手洗いの徹底、咳エチケットをお守りください